

第二十条

本會ノ會費ハ毎月金貳拾錢ヲ徵收スルモノ得  
但シ本部直屬ハ金參拾錢ヲ徵收スルモノトス

第二十一条

中央委員會ニ於テ必要ト認タル時ハ臨時徵收スルモノトス

第二十二条

會費ハ各支部毎ニ集金スルモノトス 每月大日迄會計委員ニ約メ會

計監査ノ調査捺印ヲ受クルモノトス

第二十三条

會計委員ハ財政部執行委員兼任ハ本會ノ會計ヲ掌管者大

第二十四条

會計監査ハ各支部毎二名充ラシ發ハ本會ノ會計監督スミトス

第二十五条

本會ノ事業ハ總チ會費ヨリ支給スルモノトス

第二十六条

本會ノ會計ハ三ヶ月毎ニ一回以上、會計報告ヲ大ルモノトス

## 第六章 入會及脫會

第二十七条

本會ニ入會セントスル者ハ第三条及第五条承認ノ上申込書ニ入會金貳

拾錢ト會費ヲ添ヘ申シセントス

第二十八条

本會員ニテ第五條ニ遵依シ或ハ組合ノ統制ヲ蒙シタル者ハ中央委

員會ノ決議ニ依テ除名スルコトゾハ

第二十九条

本會員ニテ理由ヲタヒテ三ヶ月以上會費ヲ納入セハル時ハ退會有ト看

イ文書  
場所ノ別ニセキテ是ハ  
本則ハ昭和三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス